

お知らせします 小平市人事行政の 運営等の状況

小平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成18年度の人事行政の運営等の状況を、市民の皆さんに公表します。
問合せ 職員課☎042(346)9514

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)任命権者別一般職の職員数の状況 (平成19年4月1日現在)
条例上の職員定数は市全体で1,075人ですが、実際の定数内職員数は932人です。

任命権者	定数	定数内職員数	定数外職員数	職員数計
議会事務局	11人	10人		10人
市長部局	788人	720人	11人	731人
教育委員会	268人	194人		194人
選挙管理委員会	4人	4人		4人
監査事務局	4人	4人		4人
農業委員会	(3人)	(3人)		(3人)
計	1,075人	932人	11人	943人

※()の農業委員会の職員は、市長部局の職員が兼務しています。
※定数内職員数は、教育長、臨時および非常勤職員を除いた人数です。また、定数外職員数は、公益法人などへの派遣職員数です。

(2)役職別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

職員の役職別・男女別職員数の状況は、次のとおりです。

①事務・技術系職員

役職	全体	男	女
部長および部長相当職	18人	18人	0人
課長および課長相当職	52人	49人	3人
課長補佐および課長補佐相当職	52人	35人	17人
係長および係長相当職	148人	118人	30人
主任	265人 (30人)	151人 (28人)	114人 (2人)
主事	313人	128人	185人
計	848人 (30人)	499人 (28人)	349人 (2人)

※()内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

②技能労務系職員

役職	全体	男	女
統括技能長職	0人	0人	0人
技能長職	15人	2人	13人
技能主任職	19人 (9人)	3人 (5人)	16人 (4人)
主事職	61人	4人	57人
計	95人 (9人)	9人 (5人)	86人 (4人)

(3)職員採用等および退職等の状況 (平成18年4月2日～平成19年4月1日)

職員の採用等および退職等の状況は、次のとおりです。

職員数	採用等の状況				退職等の状況(18.4.2～19.4.1)				前年度比較			
	平成18年4月1日現在職員数	平成18年4月2日～19年3月31日	平成19年4月1日	他団体からの派遣戻り	計	定年	勧奨	普通等		他団体への派遣	計	
職員数	951人 (31人)	1人	34人 (12人)	0人	35人 (12人)	22人	14人	5人 (4人)	2人	43人 (4人)	943人 (39人)	▲8人 (+8人)

※()内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

2 職員の競争試験の状況

(1)職員採用試験の実施状況 (平成18年度)

平成18年度に実施した、職員の採用試験の実施状況は、次のとおりです。

職種	1次試験実施日	受験者数	採用者数	備考
看護師	平成18年4月9日	11人	1人	平成18年度採用
一般事務(身体障がい者対象を含む)	平成18年7月9日	292人	8人	平成19年度採用
一般事務(身体障がい者対象を含む)	平成18年12月10日	142人	18人	
保育士	平成18年12月17日	48人	6人	
保健師	平成18年12月17日	18人	1人	
保育園給食調理	平成18年12月17日	43人	1人	
計		554人	35人	

3 職員の給与の状況

(1)職員の平均給料月額および平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

平成19年4月1日現在、手当を除いて職員に支給される給料の1人当たりの平均支給月額と平均年齢は、右表のとおりです。

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	36万1,127円	43歳4月
技能労務職	30万8,928円	44歳8月

※詳細については、市報平成19年12月5日号の「小平市職員の給与」の記事をあわせてご覧ください。また、「小平市職員の給与」は小平市ホームページの「市政コーナー」でもご覧いただけます。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間 (平成19年4月1日現在)

職員の標準的な勤務時間は、次のとおりです。

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
週40時間	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分から45分間 正午から15分間、午後3時から15分間

※保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間は週当たり40時間となるように勤務の割り振りを行っています。
※再任用短時間勤務職員の勤務時間は、週当たり32時間以内です。

(2)休暇等の状況 (平成19年4月1日現在)

職員の休暇等は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、骨髄移植休暇、結婚休暇、産前産後休暇、育児時間、出産介護休暇、生理休暇、妊婦の健診等、妊婦の通院緩和、忌引、父母の祭日、災害等による交通遮断、長期勤続休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児休業、部分休業等があります。
なお、年次休暇の平成18年の平均取得日数は11.8日です。

5 職員の分限および懲戒処分状況 (平成18年度)

分限処分は、職員の勤務成績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務効率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分であり、免職、退職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分は、職員が法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に公務員関係の秩序を維持するため、職員の道義的責任を追究して行う処分であり、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。
平成18年度における新たな処分の状況は、次のとおりです。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	退職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分件数	0件	23件	0件	0件	0件	0件	1件	0件

※処分件数は、基件数であり、体職の間隔が更新された場合は、そのつど新たな処分が行われたものとして計上しています。

6 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容
職務命令等に従う義務	職員は法令等に従い、かつ上司の命令に忠実に従わなければならない
信用失墜行為の禁止	職員はその職の信用を傷つけまたは職全体の不名誉となる行為をしてはなりません
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません
職務専念義務	職員は法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為をしてはなりません
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています
営利企業等の従事制限	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません

7 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の実施状況 (平成18年度)

職員の能力を開発し、公務効率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、さまざまな研修を行っています。

区分	受講者数	主な研修内容等
東京都市町村職員研修所	208人	新任および職層別・経験年数別の研修
実務研修等	216人	税務科、男女共同参画社会形成、地方自治法、子育て支援、保育士、地方財政、保健師等
その他派遣研修	88人	日本経営協会、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター等
市独自研修	1,045人	階層別、保育士、接遇、男女共同参画・セクシュアルハラスメント防止、公務員倫理、労働安全衛生、健康講座、メンタルヘルス等

(2)勤務評定の実施状況 (平成18年度)

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年、評定を行っています。

評価の回数	1回
評定の時期	8月
評定対象人数	892人 (31人)

※()内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

8 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小平市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

(2)公務災害等の状況 (平成18年度)

公務上または通勤途上の災害により負傷等をした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成18年度の発生状況は、右表のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	8件	0件
通勤災害	0件	0件

(3)健康診断等の実施状況 (平成18年度)

職員の健康管理のため、毎年、健康診断等を実施しています。平成18年度の実施状況は、右表のとおりです。

区分	受診者数
定期健康診断	754人
V D T健康診断	22人
腰痛健康診断	14人
肺がん検診	67人
胃がん検診	134人
大腸がん検診	172人

9 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成18年度)

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。平成18年度の要求の状況は、次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度未係属件数
0件	0件	0件	0件

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成18年度)

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立てができます。平成18年度の申立ての状況は、次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度未係属件数
0件	0件	0件	0件

(3)人事管理に関する苦情処理の状況 (平成18年度)

職員は、公平委員会に対して勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申し出および相談を行うことができます。平成18年度の苦情処理の状況は、次のとおりです。

年度中相談件数	年度中処理件数	年度未処理件数
0件	0件	0件

シリーズ 行政コストの公表

ルネこだいらに税金約4億円が使われました

市民文化会館(ルネこだいら)には、あらゆるジャンルの使用が可能な1,229の客席数を持つ大ホールのほか客席数401の中ホール、サロンコンサートなどに気軽に利用できるレセプションホールがあります。このほか、展示室、練習室、会議室などの施設もあります。

そのルネこだいらに平成18年度にかかった費用は約4億9千万円でした。一方、収入は約9千万円で、約4億円を税金で賄いました。



市民文化会館(ルネこだいら)

区分	内容	金額
事業費(A)	事業費(A)	4億9,376万円
	指定管理料・市からの補助金等	4億8,886万円
	人件費	490万円
収入	収入額(B)	9,697万円
	使用料収入	8,202万円
	その他	1,495万円
税負担	事業費(A)ー収入額(B)	3億9,679万円

※費用には減価償却は含まれていません。
※人件費は、市の職員の事業担当分の給与費です。

ご意見・ご感想をお寄せください
RW042(346)9513、電子メール zaisei@city.kodaira.lg.jp
問合せ 財政課 ☎042(346)9504

春の火災予防運動

3月1日(土)～7日(金)

◆備えよう 防火の心と住警器
東京都内の住宅火災による死者数が、昨年、過去最多を記録しました。住宅火災による死者を防ぐため、早めに住宅用火災警報器を設置し、次のことに注意しましょう。

▽たばこによる火災を防ぐため、寝たばこはしない、喫煙マナーを守る
▽暖房器を使用するときは、器具の周囲に可燃物を置かないようにする
▽ガス・テーパーなどの調理器具の使用中は、その場を離れない、周囲に可燃物を置かないなど適切な取り扱いをする

▽小中学生以下が自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用を心掛ける
▽高齢者は、反射材を身に付けたり明るい服装に心掛ける
▽小学生以下が自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用を心掛ける

▽高層者は、反射材を身に付けたり明るい服装に心掛ける
▽小学生以下が自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用を心掛ける

▽小中学生以下が自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用を心掛ける

▽高層者は、反射材を身に付けたり明るい服装に心掛ける

▽小学生以下が自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用を心掛ける



官公署より

毎年、国民の百人に一人が交通事故で死傷しています。交通安全を徹底して、交通安全意識のさらなる向上を目指します。

とき 2月20日(水)、4月10日(木)

▽夕暮れまでは早めのライト点灯をする
▽二輪車は、無理なすり抜け運転をしない
▽自転車は、無理なすり抜け運転をしない
▽自乗車も交通ルールとマナーを守る
▽高齢者は、反射材を身に付けたり明るい服装に心掛ける
▽小学生以下が自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用を心掛ける

▽夕暮れまでは早めのライト点灯をする
▽二輪車は、無理なすり抜け運転をしない
▽自転車は、無理なすり抜け運転をしない
▽自乗車も交通ルールとマナーを守る
▽高齢者は、反射材を身に付けたり明るい服装に心掛ける
▽小学生以下が自転車に乗る場合は、ヘルメットの着用を心掛ける

消防少年団員募集

技術を身につけ、団体生活を通して責任感ある人間を育てることで、社会に奉仕することを目的に活動しています。

活動日 土曜・日曜日を中心として、月1・2回
対象 市内在住の小学4年・5年生(4月現在)募集人数 15人程度
内容 消火器の使い方、ロープワーク、応急救護などの野外活動、社会奉仕活動
申込み 3月15日(土)まで(問合せ先/申込み多数の場合は、4年生を優先します)

問合せ 小平消防署防災係 ☎042(341)0119 内線3020

◆市役所2階会議室で平成20年度の市民税・都民税の申告を3月17日(月)まで受け付けています。期間満了になりますと受付窓口がたいへん混雑しますので、早めの申告をお願いします。

申告の受付
▽印鑑
▽所得税・贈与税：3月17日(月)
▽個人事業者の消費税および地方消費税：3月31日(月)

申告に必要なもの
▽給与所得の方は、源泉徴収票や給与支払明細書など、収入金額のわかる書類
▽その他の所得の方は、年金の源泉徴収票や収支明細、支払調書など、収入金額のわかる書類
▽生命保険料、地震保険料の控除証明書、国民年金保険料に係る社会保険料控除の書類(年末調整用としてすでに勤務先へ提出している場合は不要)

東村山税務署
確定申告・還付申告は税務署へ
正しく作成し、期限内に提出を

納税には
口座振替のご利用を
新規に希望される方は、税務署の管理部門へお問い合わせください。

小平市住居表示整備審議会委員
氏名 所属など
○江連 紀子 学園東町在住
斉藤 一夫 小平市議会議員
齋藤 茂太郎 小平警察署長
斎藤 貴亮 小平市議会議員
富永 晴美 仲町在住
橋本 久雄 小平市議会議員
濱田 寛行 小平消防署長
林 健志 郵便事業株式会社小平支店長
比留間 治夫 東京法務局田無出張所長
○山岸 隆史 花小金井五丁目在住
山田 外彦 たかの台在住

官公署より
交通安全を徹底して、交通安全意識のさらなる向上を目指します。

再調査
市民意見を受けて、計画の見直しを行います。

再調査
市民意見を受けて、計画の見直しを行います。

市民税・都民税の申告を受付中

3月17日(月)まで

所得のなかった方も申告を
申告書が届いた方は、平成19年中に所得のなかった方も、非課税証明書の発行、国民健康保険税軽減措置などの基礎資料となりますので、申告書の裏面に必要事項を記入のうえ、申告してください。

東村山税務署
確定申告・還付申告は税務署へ
正しく作成し、期限内に提出を

納税には
口座振替のご利用を
新規に希望される方は、税務署の管理部門へお問い合わせください。

納税には
口座振替のご利用を
新規に希望される方は、税務署の管理部門へお問い合わせください。

住居表示
整備審議会に
市長から諮問

廃棄物減量等
推進審議会から答申



再調査
市民意見を受けて、計画の見直しを行います。